



第2次 小山市 文化芸術振興ビジョン 2017~2021

心豊かで活気のある暮らしやすい「文化都市小山」

平成29年3月
小山市

はじめに

小山市は、2016年リオ五輪で金・銀・銅の3個のメダルを獲得した競泳の萩野公介選手、二大会連続で銅メダルを獲得した柔道の海老沼匡選手をはじめとする全国・世界を舞台に活躍する優れた「人」、2012年世界のラムサール条約湿地に登録された「渡良瀬遊水地」をはじめとする豊かな「自然環境」、2010年世界のユネスコ無形文化遺産に登録された本場結城紬をはじめとする古い「文化」と「歴史」を有し、特に戦国の乱世に終止符を打ち泰平の世、徳川三百年の栄光の道筋を付けたといわれる天下分け目の軍議「小山評定」が行われた「開運のまち」であり、東京圏からわずか60kmの新幹線が停車する鉄道・国道ともに交差する交通の要衝であり、これからも大きく発展する可能性を有する栃木県第2の「南都」です。



価値観が多様化する近年の社会情勢の中で、創造的で多様な活動である「文化芸術」は人々の豊かな想像力や感受性などを育み、個々の表現力を高め、意欲的かつ有意義に生きるための糧となることから潤いのあるまちづくりに欠かすことのできないものであります。

小山市では、平成18年4月に施行した小山市文化芸術振興条例に基づき、平成19年3月に「小山市文化芸術振興ビジョン」を策定しました。これを指針として心豊かで活気のあるくらしやすい「文化都市小山」を基本理念に掲げ、文化振興に努めてまいりました。

この度、これまでの成果と課題を検証し、具体的な施策の方向性を示すとともに、社会情勢の変化、本市を取り巻く環境の変化などを踏まえ、今後5年間の指針となる「第2次小山市文化芸術振興ビジョン」を策定いたしました。

今後、さらに市民文化を発展させ、市民の主体的な芸術文化活動を促進するとともに、連綿と続く小山の歴史・文化を大切に、それぞれの誇れる財産を保護し、次世代につないでいく『心豊かで活気のあるくらしやすい「文化都市小山」』の実現を目指し、豊かで活気のある「小山らしい」文化芸術の振興の指針として明示することにより文化芸術の推進をはかります。

結びに、本計画の策定にあたり貴重なご意見をいただきました「小山市文化芸術振興審議会」委員並びに多くの関係者の皆様に対しまして、厚く感謝申し上げますと共に、今後も本市の文化芸術の振興にご協力賜りますようお願い申し上げます。

平成29年3月

小山市長 大久保 寿夫

も く じ

第1章 計画策定にあたって

1 策定の趣旨	1
2 社会の動向	2
3 文化芸術振興基本法	5
4 文化芸術の振興に関する基本的な方針（第4次基本方針）	7
5 文化芸術に対する基本認識	8

第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念	11
2 基本目標	12
3 基本的視点	14
4 文化芸術振興の概念図	16
5 施策体系	17

第3章 施策の展開

基本施策1 多様な文化芸術活動の推進	19
具体的施策1 子供に対する文化芸術鑑賞機会の拡充	19
具体的施策2 文化芸術の公演や展示事業の多様化	20
具体的施策3 市民主体の公演、展示会への有形・無形の行政の支援	20
具体的施策4 市民の文化芸術活動と発表の機会の充実	21
基本施策2 文化芸術の担い手の育成	23
具体的施策1 顕彰制度の確立	23
具体的施策2 人材育成事業の拡充	23
具体的施策3 文化芸術団体の運営・活動に対する支援の推進	24
具体的施策4 学校教育・生涯学習との連携の推進	25
基本施策3 伝統文化の保護及び継承	26
具体的施策1 文化遺産に関する専門的調査の推進	26
具体的施策2 歴史の掘り起こし・記録・公開	27
具体的施策3 文化財の保存と活用の推進	27
具体的施策4 国登録文化財への推進	28
具体的施策5 歴史や伝統文化の学習機会の充実	28

基本施策4 文化芸術交流の促進	29
具体的施策1 世代間交流による伝統文化の継承支援	29
具体的施策2 情報・人材・施設に関する情報提供	29
具体的施策3 地域間交流及び国際交流等の促進	30
基本施策5 文化芸術を創造する環境づくり	31
具体的施策1 歴史的景観の再発見と保護・活用に関する施策	31
具体的施策2 文化施設の活用	32
具体的施策3 文化芸術活動のための公共施設の活用	32
第4章 計画の推進	
1 文化芸術振興に向けた市民と行政の役割・協働	33
2 進行管理	35
3 評価・見直し	35
資料編	
1 小山文化芸術振興条例	39

第1章 計画策定にあたって

- 1 策定の趣旨
- 2 社会の動向
- 3 文化芸術振興基本法
- 4 文化芸術の振興に関する基本的な方針(第4次基本方針)
- 5 文化芸術に対する基本認識

1 策定の趣旨

小山市は、栃木県南部にあって、首都東京の60km圏に位置しており、国道や鉄道が交わる東西・南北交通軸に恵まれた利便性の高い立地にあることから、さらなる発展が大いに期待されています。また、「水と緑と大地」のすばらしい自然環境にも恵まれ、古代から連続と続く歴史と文化の有形無形の大切な資産も多く、小山市ならではの個性や魅力を際立たせています。

本市では、心豊かで活気のあるくらしやすい「文化都市小山」の創造に向けて、平成18年4月に、県内初の文化芸術の振興に関する条例となる「小山市文化芸術振興条例」を制定しました。平成19年3月には、「小山市文化芸術振興ビジョン」を策定し、文化芸術政策を総合的かつ計画的に実施してきました。

現在、経済情勢や就業構造の変化、グローバル化や情報化の進展、少子高齢化等の影響による人と人とのつながりの希薄化など、社会は急速に変化しています。私たち一人ひとりの「ライフスタイル」や「価値観」も多様化し、単なる物質的な充足や利便性や合理性といった目に見えるものだけでなく、精神的なゆとりや心の豊かさ、自分らしさなどを以前より増して求めています。

このような社会状況の中で文化や芸術は、心豊かに人生や社会や時代を生きる証であり、また、課題を解決するための創造力を育み、社会に活力をもたらすものとして、文化芸術を活用した施策展開が益々期待されています。

今後、様々な市民文化をさらに発展させるため、市民の主体的な文化芸術活動を促進するとともに、豊かで活力のある「小山らしさ」があふれる文化の創造を目指して、「第2次小山市文化芸術振興ビジョン」を策定し、本市の文化芸術の振興を図ります。



2 社会の動向

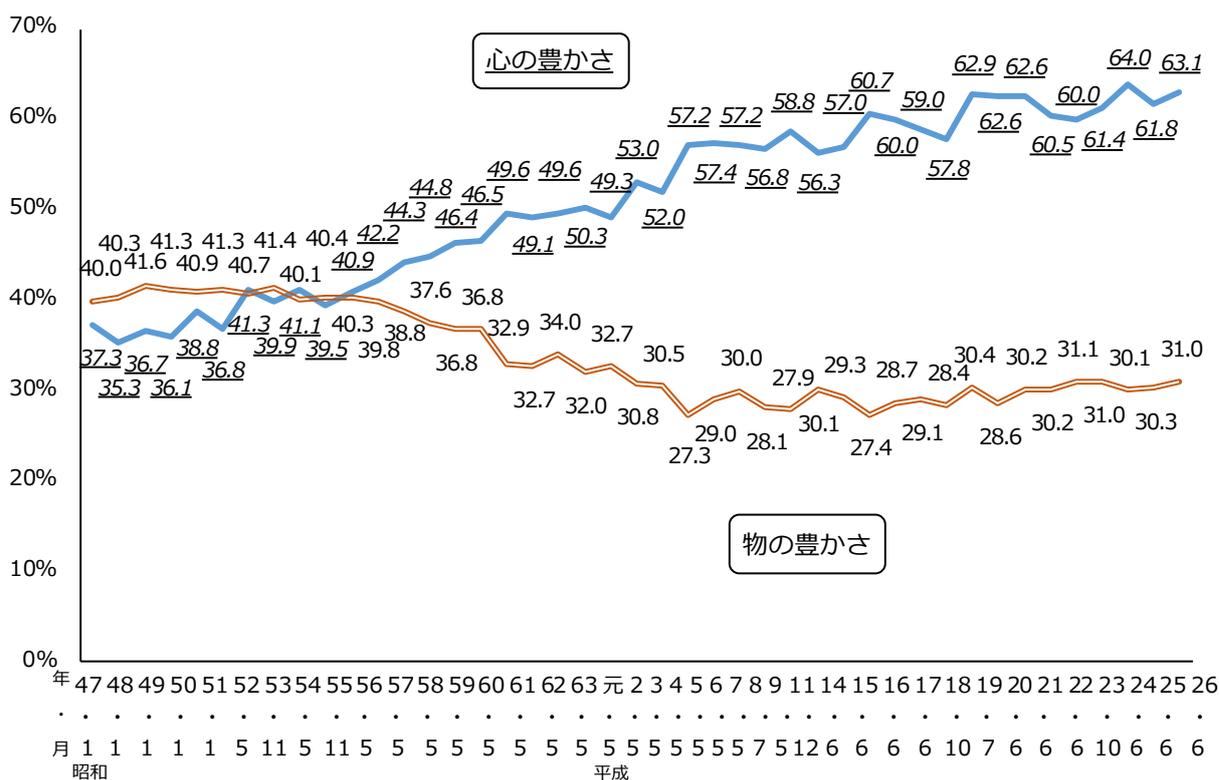
(1) 価値観の多様化

内閣府の実施した「国民生活に関する世論調査（平成26年6月調査）」によると、「物質的にはある程度豊かになったので、これからは心の豊かさやゆとりのある生活をすることに重きを置きたい」（心の豊かさ）と答えた人の割合は63.1%を占めています。

価値観の多様化がすすむ中、人々は精神的な安らぎや潤いのある生活など心の豊かさを重視し、自己実現を図るライフスタイルを求めています。

多様な価値観が共存する現代の成熟社会において、文化芸術は、その精神性や創造性、共感性がより一層重要視されるとともに、社会における様々な問題解決に向けた役割を担うことが期待されます。

■時代の流れによる価値観の変遷



(2) 情報通信技術の発展等

インターネット等の情報通信技術（以下、「ICT」という。）の急速な発展と普及は、国境を越えた対話や交流を活性化させたり、情報の受信・発信を容易にしたりするなど、あらゆる分野において人々の生活に大きな利便性をもたらし、文化芸術活動の創造活動への貢献のみならず、多様で広範な文化芸術活動の展開に貢献するものであると考えられています。

しかし、物理的な関わりが希薄化し、家族関係や人間関係に及ぼす様々な影響が指摘されるほか、違法配信等による著作権侵害の深刻化といった新たな社会的課題も生じています。

そのため、こうした ICT の利点や課題等を踏まえ、ICT を正しく利活用するための普及・啓発活動を推進するとともに、文化芸術の活性化のためのデジタルアーカイブ化の促進や、デジタル・ネットワーク社会に対応した著作権制度等の整備を図ることが期待されています。

(3) グローバル化の進展

グローバル化の進展に伴い、多くの人々が国境を越えて行き交い、国内外の文化人・芸術家等の相互交流が進んでいます。その中で、文化芸術による対話や交流を通じて新たな価値を創出し、世界へ発信するとともに、国内外の文化的多様性や相互理解を促進していくことの重要性が一層高まっています。

我が国の文化は、独自の継続性や柔軟な受容性等を包含する深みを持ち、世界に大きく貢献する力を有しています。そのため、互いの価値観やアイデンティティを尊重しながら、文化芸術を介しての国境を越えた人々の交流を推進することは、世界各国と連携していくための大きな力となることから、グローバル化等に対応する人材の養成を進める必要があります。

本市では、グローバル化社会や情報化社会に柔軟に対応することができる人材を育成するために、「おやま 英語教育のまち」の推進や、ユネスコ無形遺産登録「本場結城紬」、ラムサール条約登録湿地「渡良瀬遊水地」などを活用し、世界的な評価を得ている「ふるさと小山」を愛し、我が国の文化や伝統を誇りとすることのできる人材の育成にも努めています。

(4) 地方創生

人口減少社会が到来し、特に地方においては過疎化や少子高齢化等の影響、都市部においても単身世帯の増加等の影響により、地域コミュニティの衰退と文化芸術の担い手不足が指摘されています。

第1章 計画策定にあたって

そのため、文化芸術、町並み、地域の歴史等を地域資源として戦略的に活用し、地域の特色に応じた優れた取組を展開することで交流人口の増加や移住につなげるなど、地域の活性化を図る新しい動きを支援し、文化芸術をきっかけとする地方創生の実現を図る必要があります。

本市では、平成27年10月に「小山市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、「ひとを創る」、「まちを創る」、「暮らしを創る」の3つの基本理念を実現するための取組を進めており、本市の市民文化や歴史文化もその一翼を担っています。

また、平成26年10月に茨城県結城市と友好都市盟約を締結し、さらに、平成27年6月には下野市、野木町、茨城県結城市と連携する「定住自立圏構想」の実現に向けて「中心市宣言」を行い、本市及び近隣地域が有する貴重な地域資源である渡良瀬遊水地や本場結城紬の活用による地域振興、豊かな自然、歴史や文化を生かした定住促進を図っています。

(5) 2020年東京オリンピック・パラリンピック

2020年東京オリンピック・パラリンピックを文化の祭典としても成功させることにより、我が国の文化や魅力を世界に示すとともに、文化芸術を通じて世界に大きく貢献するまたとない機会であり、文化芸術の振興にとって大きなチャンスとなります。

そのため、文化プログラム等の機会を活用して、全国の自治体や芸術家等との連携の下、地域の文化を体験してもらうための取組を全国各地で実施し、オリンピック・ムーブメントを国際的に高めるための取組を行い、文化プログラム実施に向けた機運の醸成を図ることが期待されています。

栃木県では、平成34(2022)年に「第77回国民体育大会」を開催することとなり、本市においては、水泳や体操等の開催地となることが内定しています。そこで、2020年東京オリンピック・パラリンピック後も継続して本市の魅力を発信していくことが求められます。

(6) 東日本大震災

平成26年6月3日閣議決定された「国土強靱化基本計画」においては、大震災など過去の災害から得られた経験を最大限活用しつつ、人のつながりやコミュニティ機能の向上に資する地域の特性に応じた施策を推進するとされています。

被災地では、人口減少・高齢化・産業の空洞化などが進む一方、大震災を契機に文化芸術の果たす役割の重要性が改めて認識されており、地域の文化芸術の魅力と一体となった復興の姿を体験してもらう機会を提供するための取組などが進められています。

3 文化芸術振興基本法

文化芸術振興基本法は、平成13年11月30日に成立し、12月7日に公布、施行されました。

本法律は文化芸術の振興に関し基本となる事項を定めることにより、文化芸術活動を行う者の自主的な活動を促進して、文化芸術の総合的な振興を図ることとしています。

《法の目的》(第1条)

法律の目的は、『心豊かな国民生活と活力ある社会の実現』です。

「この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることにかんがみ、文化芸術の振興に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動を行う者の自主的な活動を旨として、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする」

《文化芸術振興の基本理念》(第2条)

文化芸術の振興にあたって、次の8項目の基本理念を定めています。

- ・ 芸術家等の自主性尊重
- ・ 芸術家等の創造性尊重
- ・ 国民の鑑賞・参加・創造の環境の発展
- ・ 我が国及び世界の文化芸術の発展
- ・ 多様な文化芸術の保護及び発展
- ・ 地域の特色ある文化芸術の発展
- ・ 国際的な交流及び貢献の推進
- ・ 広く国民の意見の反映

《国及び地方公共団体の責務》(第3・4条)

国は、基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関する施策を総合的に策定し、実施する責務を有しています。

地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関し、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、実施する責務を有しています。

第1章 計画策定にあたって

《基本方針》(第7条)

文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、政府は基本方針を策定(文部科学大臣が案を作成)します

《基本的施策》(第8条～第35条)

音楽や美術、演劇などの文化芸術の各分野の振興、有形無形の文化財などについて、その振興に必要な施策を講ずるよう規定しています。

- ・ 地域における文化芸術の振興
- ・ 国際文化交流の推進
- ・ 人材の養成・確保
- ・ 国語・日本語教育の充実
- ・ 著作権等の保護・利用
- ・ 国民の鑑賞等の機会の充実
- ・ 学校教育における文化芸術活動の充実
- ・ 文化施設の充実
- ・ 情報通信技術の活用の推進
- ・ 民間の支援活動の活性化
- ・ 政策形成の民意の反映等

4 文化芸術の振興に関する基本的な方針（第4次基本方針）

文化芸術振興基本法（平成13年法律第148号）の規定に基づき、政府は、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、「文化芸術の振興に関する基本的な方針－文化芸術資源で未来をつくる－（第4次基本方針）」を策定しました（平成27年5月22日閣議決定）。

◇改訂のポイント

- ・対象期間を、2020年度までのおおむね6年間（平成27年度～平成32年度）
- ・第3次方針策定（平成23年2月）以後の諸情勢の変化を踏まえた文化政策の方針を明示（地方創生、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会、東日本大震災等）
- ・我が国が目指す「文化芸術立国」の姿を明示
- ・「文化芸術立国」の実現のための成果目標と成果指標を提示

◇社会を挙げての文化芸術振興

- ・地方創生：文化芸術、町並み等を地域資源として戦略的に活用し、地方創生の起爆剤に
- ・2020年オリンピック・パラリンピック東京大会：全国津々浦々で、あらゆる主体が『文化プログラム』を展開、多くの人々が参画
- ・2016年リオ大会後、オリンピック・ムーブメントを国際的に高める取組を実施し、機運の醸成
- ・東日本大震災からの復興：文化芸術の魅力で、国内や世界のモデルとなる『新しい東北』の創造
- ・文化芸術への公的支援を、戦略的投資と位置づけ、文化芸術振興への支援を重点化

◇文化芸術振興に関する重点施策

- ・重点戦略1：文化芸術活動に対する効果的な支援
- ・重点戦略2：文化芸術を創造し、支える人材の充実及び子供や若者を対象とした文化芸術振興策の充実
- ・重点戦略3：文化芸術の次世代への確実な継承、地域振興等への活用
- ・重点戦略4：国内外の文化的多様性や相互理解の促進
- ・重点戦略5：文化芸術振興のための体制の整備

◇文化芸術振興に関する基本的施策

文化芸術振興基本法に定める文化芸術振興の基本理念に基づき、「文化芸術各分野の振興」「地域における文化芸術振興」「国際交流等の推進」「芸術家等の養成及び確保等」「国語の正しい理解」「日本語教育の普及及び充実」「著作権等の保護及び利用」「国民の文化芸術活動の充実」「文化芸術拠点の充実等」「その他の基盤の整備等」の10項目ごとに具体的施策を定める。

5 文化芸術に対する基本認識

(1) 文化芸術の定義

文化とは、人間が自然とのかかわりや風土の中で、生まれ育っていく過程で社会から習得していく生活の仕方の総称です。衣食住をはじめ、技術、学問、芸術、道徳等、人間の生活にかかわるすべての物質的・精神的成果を指すもので「人間が理想を実現していくための精神活動及びその成果」とされています。

さらに、市民一人ひとりの創造的文化活動の過程や方法等についても、文化を生み出す知的財産と考え、これらを含め芸術、生活文化等文化の中核をなす創造的で多様な文化すべてを「文化芸術」として位置づけます。

(2) 文化芸術の意義

文化芸術は、人々に楽しさや感動、精神的な安らぎや生きる喜びをもたらし、人生を豊かにするとともに、豊かな人間性を涵養し、創造力を育みます。

また、文化芸術に触れ、共感する心を通じて、人と人とが結びつき、相互に理解し合い、交流の輪が広がります。そのことによって、個性豊かなまちづくりを促進し、社会全体の活力を高めます。

また、「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第4次）」において、「人間が理想を実現していくための精神活動及びその成果」という視点から文化芸術の意義は次のように整理されています。

■文化芸術の意義（「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第4次）」）

- ①豊かな人間性を涵養し、創造力と感性を育む等、人間が人間らしく生きるための糧となるもの
- ②他者と共感し合う心を通じて意思疎通を密なものとし、人間相互の理解を促進する等、共に生きる社会の基盤を形成するもの
- ③新たな需要や高い付加価値を生み出し、質の高い経済活動を実現するもの
- ④科学技術の発展と情報化の進展が目覚ましい現代社会において、人間尊重の価値観に基づく人類の真の発展に貢献するもの
- ⑤文化の多様性を維持し、世界平和の礎となるもの

(3) 対象範囲

本ビジョンの対象範囲は、市の文化環境の特性を考慮し、以下の分野とします。

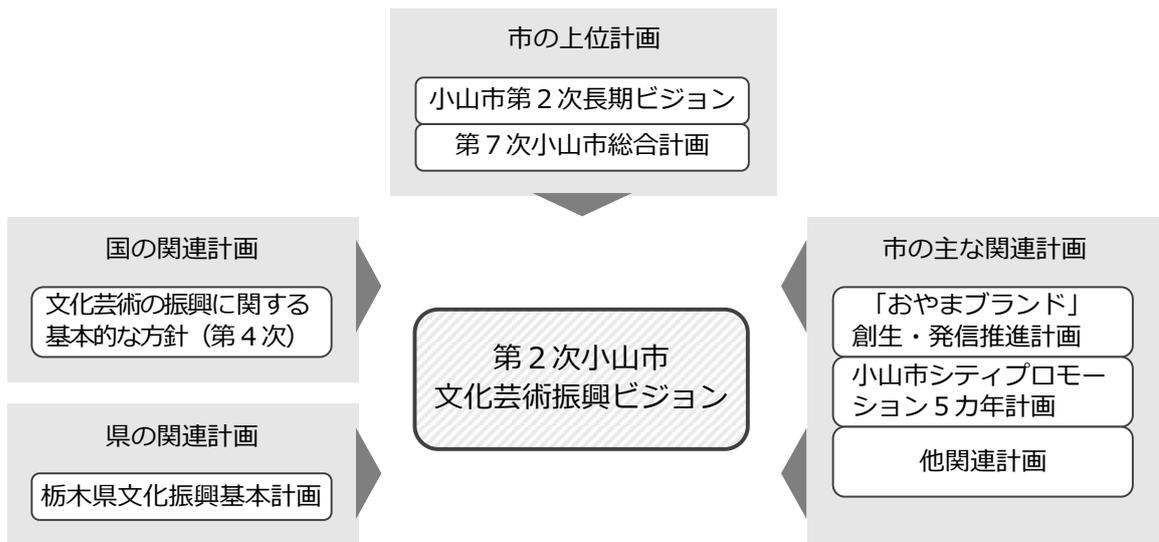
■第2次小山市文化芸術振興ビジョンの対象範囲

- ①芸術・・・文学、音楽、美術（絵画、彫刻、工芸、書等）、写真、演劇、舞踊、メディア芸術（映画、漫画、アニメーション及びコンピュータ等を利用した芸術）、その他の芸術
- ②生活文化・・・茶道、華道、書道、衣食住等に係る生活様式その他の生活文化
- ③伝統文化・・・伝統芸能（邦楽、日本舞踊、吟詠剣詩舞、神楽、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、祭礼行事、その他古来の伝統的な芸能）、伝統工芸（結城紬、本場結城紬織機、間々田紐、家紋帳筆笥・ダルマ戸棚、下野しぼり）
- ④文化財・・・史跡、歴史的建造物、民俗芸能等有形・無形文化財
- ⑤その他・・・街並み、景観、自然環境、地域産業等

(4) 計画の位置づけ

本ビジョンは、小山市総合計画を上位計画としており、平成28年度を初年度とする第7次総合計画と整合性を図るとともに、他の部門別計画とも連携を図ります。

■計画の位置づけ



(5) 計画期間

本ビジョンは、平成29年度からの小山市における文化芸術振興の基本的な方向を明らかにするものです。

また、今後の社会情勢や環境の変化等に柔軟に対応するため、計画期間を5年間に短縮し、市民ニーズ等を反映した細かな施策展開を図るとともに、必要に応じて見直しを行います。

■ 計画期間

計画	年度	...	平成29	平成30	平成31	平成32	平成33	...
	2017	2018	2019	2020	2021	...
文化芸術の振興に関する基本的な方針【国】			→				→	→
			● 第4次【平成27(2015)～平成32(2020)年度】					
栃木県文化振興基本計画			→		→	→	→	→
			● 【平成21年(2009)から10年間程度】					
小山市長期ビジョン			→					→
			● 第2次【平成26(2014)～平成42(2030)年度】					
小山市総合計画			→				→	→
			● 第7次【平成28(2016)～平成32(2020)年度】					
小山市文化振興計画	→		→				→	→
			● 第2次【平成29(2017)～平成33(2021)年度】					

第2章 計画の基本的な考え方

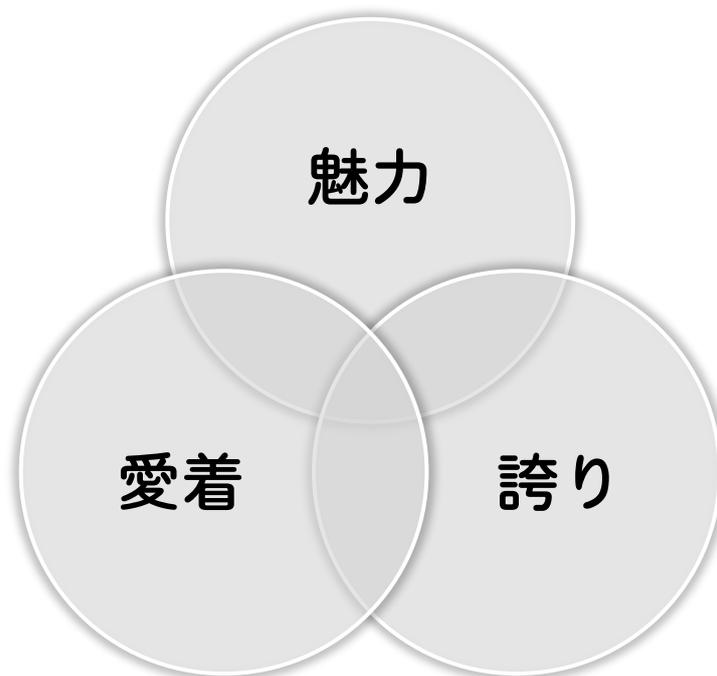
- 1 基本理念
- 2 基本目標
- 3 基本的視点
- 4 文化芸術振興の概念図
- 5 施策体系

1 基本理念

文化芸術は、私達の生活に豊かさと潤いをもたらすと同時に、まちの魅力や活力を創出します。本市は、「水と緑と大地」の素晴らしい自然に恵まれ、地域の文化財や伝統文化を守り育ててきました。しかし多様な価値観が共存し、急速に進展する情報化社会にあっては、豊かさと潤いをもたらす社会を実現するために、私達の国や地域が守り、育ててきた固有の文化を誇りに思い、大切にしていくことが重要です。

本市は、自主的で個性的な文化芸術活動を支援するとともに、その担い手である市民の意見が反映され「魅力」「愛着」「誇り」を持って文化芸術活動ができる環境を醸成し、心豊かな人づくり、まちづくりを目指します。

心豊かで活気のあるくらしやすい「文化都市小山」



2 基本目標

(1)「文化芸術活動の推進」～ 市民文化 ～

市民一人ひとりが、文化の担い手であることを認識し、その自主性と創造性を尊重します。そのために、文化芸術活動を行う市民の意見を反映し、文化芸術が市民の身近なものとなるよう十分な配慮を図ります。

また、多彩な文化芸術活動の中心となる各種文化団体等の育成を図り、小山市民の文化芸術に対する意識の高揚と醸成に努めます。

さらに、様々な市民文化をさらに発展させるため、市民の主体的な芸術文化活動を促進するとともに、豊かで活力のある「小山らしさ」があふれる文化の創造に向けて、文化芸術の振興を図ります。

◇ハンドベルフェスタ in OYAMA◇



(2)「歴史的文化の継承と活用」～ 歴史文化 ～

市民が先人たちの文化の豊かさに気づき、郷土への思いを強めて「市民一人ひとりが豊かな歴史や文化の継承者である」との自覚を持ち、誇りを持ってこれらを後世に伝えていこうとする心を育てます。

そのために、本市の貴重な文化遺産に関する調査研究で蓄積された情報を公開・提示し、身近にある豊かな歴史や文化財の存在と意義を積極的に伝えます。

また、小山評定や祇園城跡などを手掛かりとして「ふるさとおやま」への愛着、誇りを深めるため、文化財の保存と一層の有効活用を図り、次代に小山の歴史・文化を継承し、これらを生かしたまちづくりの創造と発信を推進します。

◇史跡 小山評定跡◇



3 基本的視点

(1) 地域の伝統や独自性を生かした視点

本市には、長い歴史の中で培われた有形・無形の文化財や伝統芸能など地域固有の文化が息づいています。これら文化を掘り起こし、再評価し、保存・継承・発展させるとともに、地域の独自性を生かした新たな文化を創造・発信し、多くの人々に親しまれる普遍性をもった文化に発展させていくことが重要です。

このように、これからの文化振興には、地域の個性やアイデンティティを確立していくことが大切です。

(2) 時代の変化を踏まえた視点

行政の地方分権化が進行する中、潤いのあるまちづくりを実現するためには、地域性豊かな文化をまちづくりの「顔」として捉え、これを発展させ、市内外に発信していく必要があります。

また、少子・高齢化の進展により、次世代の文化の担い手となる子供たちや若者を対象に、学校や地域で文化芸術にふれる機会を拡充するとともに、高齢者に対しても生きがいを持って暮らせるよう文化活動の充実を図る必要があります。

このように、時代や社会の変化とともに、人々の価値観やニーズも多様化することから、これらに対応していくことが求められています。

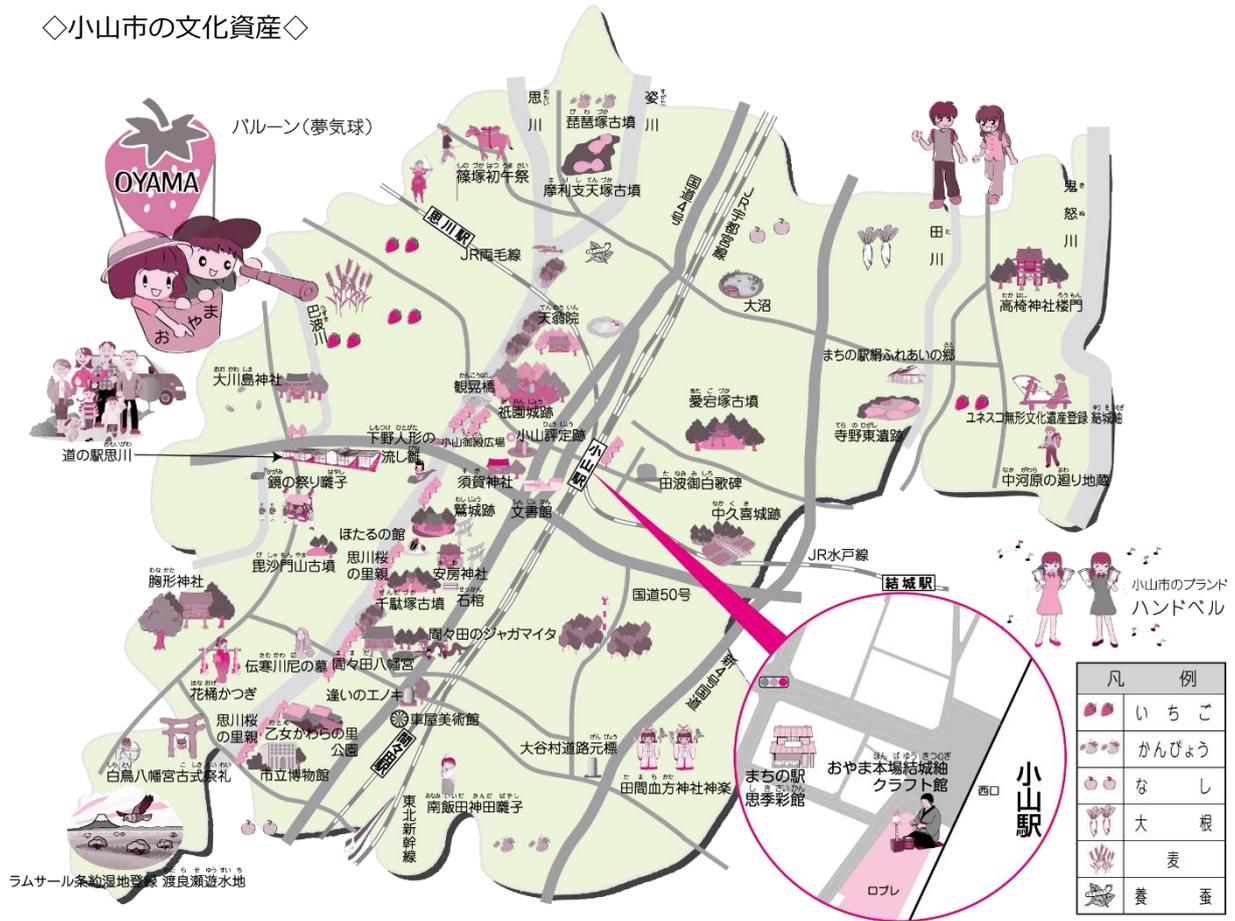
(3) 交流を活性化する視点

文化は、人と人との出会いや交流の中から生まれ、異なる文化と接することで、自らの文化を再認識し、新たな文化の創造へと発展していきます。

そのため、地域や世代、ジャンル等の枠を超え、芸術家相互や市民と芸術家との交流などさまざまな交流の機会を提供していく必要があります。

このように、本市の文化をさらに広がりや深みのあるものとするためには、交流活動を促進していくことが大切です。

◇小山市の文化資産◇



◇思川河畔の政光・寒川尼像◇



4 文化芸術振興の概念図



5 施策体系

基本施策	具体的施策
<p>1 多様な文化芸術活動の促進</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 子供に対する文化芸術鑑賞機会の拡充 2 文化芸術の公演や展示事業の多様化 3 市民主体の公演、展示会への有形・無形の行政の支援 4 市民の文化芸術活動と発表の機会の充実
<p>2 文化芸術の担い手の育成</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 顕彰制度の確立 2 人材育成事業の拡充 3 文化芸術団体の運営・活動に対する支援の推進 4 学校教育・生涯学習との連携の推進
<p>3 伝統文化の保護及び継承</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 文化遺産に関する専門的調査の推進 2 歴史の掘り起こし・記録・公開 3 文化財の保存と活用の推進 4 国登録文化財への推進 5 歴史や伝統文化の学習機会の充実
<p>4 文化芸術交流の促進</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 世代間交流による伝統文化の継承支援 2 情報・人材・施設に関する情報提供 3 地域間交流及び国際交流等の促進
<p>5 文化芸術を創造する環境づくり</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 歴史的景観の再発見と保護・活用に関する施策 2 文化施設の活用 3 文化芸術活動のための公共施設の活用

第2章 計画の基本的な考え方



◇小山市文化振興大会◇



◇文化協会 40 周年記念◇
「小山を彩る作家展」



◇市民文化祭◇

第3章 施策の展開

- 基本施策1 多様な文化芸術活動の推進
- 基本施策2 文化芸術の担い手の育成
- 基本施策3 伝統文化の保護及び継承
- 基本施策4 文化芸術交流の促進
- 基本施策5 文化芸術を創造する環境づくり

基本施策 1 多様な文化芸術活動の推進

【現状と今後の方向性】

文化芸術活動は、人に心の安らぎを与え、生活に潤いをもたらします。行政は市民による自主的で創造的な文化芸術活動を支援するため、その環境整備をすることが必要になります。

また、市民のニーズに応じる優れた文化の公演、展覧会等を鑑賞する機会をつくることは、市民の文化芸術への関心を高め、多様な文化芸術活動を促進するためには必要不可欠です。

事業の実施にあたっては、関係機関との連携を密にし、特に次代を担う子供に対する鑑賞の機会をつくることや場の確保に努め、すべての市民が文化芸術に触れ、これに親しむ心を育てる環境を整備します。

基本施策	具体的施策
1 多様な文化芸術活動の促進	1 子供に対する文化芸術鑑賞機会の拡充 2 文化芸術の公演や展示事業の多様化 3 市民主体の公演、展示会への有形・無形の行政の支援 4 市民の文化芸術活動と発表の機会の充実

※本頁以降の「■実施事業」における「区分」の内容は以下の通りです

新規	: 第1次ビジョン策定後に開始した事業
充実	: 現状を充実させる事業
拡大	: 事業規模を拡大し、推進する事業

具体的施策 1 子供に対する文化芸術鑑賞機会の拡充

■実施事業

事業名	事業内容	区分	担当課
移動音楽鑑賞教室	小学校及び中学校で、優れた音楽を直接鑑賞する機会を提供し、芸術にふれる喜びを体験させ、芸術文化への参加機運を醸成します。	充実	文化振興課
学校文化芸術体験事業	小学校及び中学校で、演劇等の鑑賞の機会を提供します。	充実	文化振興課
劇団四季こころの劇場小学校招待公演	劇団四季こころの劇場公演を、市内全小学6年生に提供します。	新規	文化振興課

第3章 施策の展開

■現状値・目標値

事業名	現状値(平成27年度)	中間値(平成31年度)	目標値(平成33年度)
学校文化芸術体験事業	3校	8校	10校

具体的施策2 文化芸術の公演や展示事業の多様化

■実施事業

事業名	事業内容	区分	担当課
小山市文化協会加入団体活動事業	小山市文化協会に加入している団体による公演や展示事業を開催します。	拡大	文化振興課
文化センター自主事業	文化センターの自主事業を開催します。	拡大	教育総務課
企画展開催事業	収蔵資料の的確な管理と調査研究の充実を図り、常設展では展示しきれない収蔵資料や、学芸員の研究成果を発表します。	拡大	博物館
小山市ゆかりの美術やその他多様な美術の展覧会の開催	市民が郷土文化への理解を深めるとともに、芸術への関心を高めるために、市民のニーズを的確に把握し、優れた芸術を鑑賞する機会の充実を図ります。	新規	車屋美術館

■現状値・目標値

事業名	現状値(平成27年度)	中間値(平成31年度)	目標値(平成33年度)
小山市文化協会加入団体活動事業	19回	23回	25回
小山市ゆかりの美術やその他多様な美術の展覧会の開催	入館者数 12,500人	入館者数 13,000人	入館者数 14,000人

具体的施策3 市民主体の公演、展示会への有形・無形の行政の支援

■実施事業

事業名	事業内容	区分	担当課
文化芸術振興活動事業	自主的で創造的な「小山らしい」特色ある文化芸術振興のための幅広い人材を育成する取組として、趣旨に沿う市民の文化芸術活動に対し、その経費の一部を助成します。	充実	文化振興課

■実施事業（続き）

事業名	事業内容	区分	担当課
芸術文化コンクール 大会出場補助金	芸術文化の振興を図るとともに、優秀な芸術文化団体等の育成を推進するため、芸術文化コンクール大会等補助金を交付します。	充実	文化振興課

■現状値・目標値

事業名	現状値(平成 27 年度)	中間値(平成 31 年度)	目標値(平成 33 年度)
芸術文化コンクール 大会出場補助金	1 件	3 件	5 件

具体的施策 4 市民の文化芸術活動と発表の機会の充実

■実施事業

事業名	事業内容	区分	担当課
市民文化祭	市民一人一芸術をめざし、19 部門の市内文化団体の参加・協力を得て市民文化祭を開催し、地域文化の振興を図ります。	充実	文化振興課
文化振興大会	市民文化祭の開幕祭として式典及び記念公演を開催します。	充実	文化振興課
小山市文化協会加入 団体活動事業(再掲)	小山市文化協会に加入している団体による公演や展示事業を開催します。	拡大	文化振興課
ハンドベルフェスタ in OYAMA	小山市のブランドであるハンドベルの素晴らしい音色の響くまちづくりを推進するため、市制 50 周年記念事業として開催した本事業を継続して開催し、ハンドベル音楽の普及並びに地域における音楽文化活動の活性化を図ります。	拡大	文化振興課
市民能「小山安犬」の 再演	市制 50 周年記念事業として開催した本事業を継続して開催し、先人から受け継がれた貴重な歴史の継承及び活用を図ります。	充実	文化振興課
市民オペラ「小山物語」の 再演	市制 50 周年記念事業として創作された市民オペラを継続して開催し、市民全体による新たな文化芸術の創造を推進します。	充実	文化振興課
友の会作品展	地域文化の発展に寄与することを目的として活動する会員の成果を発表します。	充実	博物館

第3章 施策の展開

■実施事業（続き）

事業名	事業内容	区分	担当課
展覧会の開催	企画展や公募型展覧会(平成 29 年 1 月開催 : 10×15 の世界コンテスト展)などの多様な事業を継続開催し、市民の文化芸術活動と発表の機会を充実させるとともに、地域文化の活性化を図ります。	新規	車屋美術館

■現状値・目標値

事業名	現状値(平成 27 年度)	中間値(平成 31 年度)	目標値(平成 33 年度)
市民文化祭	入場者 19,697 人	入場者 20,000 人	入場者 20,000 人
小山市文化協会加入 団体活動事業(再掲)	19 回	23 回	25 回
ハンドベルフェスタ in OYAMA	来場者数 1,050 人	来場者数 1,100 人	来場者数 1,100 人

◇伝統文化ふれあい教室◇



基本施策2 文化芸術の担い手の育成

【現状と今後の方向性】

市民の個々の文化芸術活動を活性化するためには、文化芸術イベントの企画を総合的にマネージメントできる人材や運営等に側面からサポートする人材・団体がが必要です。

こうした人材・団体の活動によって、文化芸術活動の広がり新たな文化芸術の創造を実現するため、学校教育や生涯学習、民間企業、関係団体等との連携を強化し、人材等の発掘と育成への環境整備に努めます。

また、本市の文化芸術の振興に大きな貢献をされた先人の功績を顕彰するとともに、本市の明日を担う若手の芸術家・文化人の支援を充実します。

基本施策	具体的施策
2 文化芸術の担い手の育成	1 顕彰制度の確立 2 人材育成事業の拡充 3 文化芸術団体の運営・活動に対する支援の推進 4 学校教育・生涯学習との連携の推進

具体的施策1 顕彰制度の確立

■実施事業

事業名	事業内容	区分	担当課
小山市文化協会功労賞等の表彰	文化協会加入団体から推薦のあった功労賞などの候補者について審議を行い表彰します。	充実	文化振興課

具体的施策2 人材育成事業の拡充

■実施事業

事業名	事業内容	区分	担当課
小山市文化協会伝統文化ふれあい教室	学校教育の一環として、中学生に対し日本古来の伝統芸能に触れる機会を、講師と生徒による参加体験型の鑑賞事業として提供し、情操の涵養と芸術活動への参加機運を醸成します。	充実	文化振興課
小中学校ハンドベル講座	小中学校へ講師を派遣しハンドベルの指導を行います。(旭小学校・美田中学校)	充実	文化振興課
ハンドベルメンテナンス講座	ハンドベルチームを対象とした、ハンドベルの構造の解説及び磨き方の実習を行います。	充実	文化振興課

第3章 施策の展開

■実施事業(続き)

事業名	事業内容	区分	担当課
文化芸術振興活動事業(再掲)	自主的で創造的な「小山らしい」特色ある文化芸術振興のための幅広い人材を育成する取組として、趣旨に沿う市民の文化芸術活動に対し、その経費の一部を助成します。	充実	文化振興課
博物館ボランティアの育成	博物館の各種事業の補助や、自主事業の実施による地域文化の啓発・普及を行います。	充実	博物館

■現状値・目標値

事業名	現状値(平成27年度)	中間値(平成31年度)	目標値(平成33年度)
小山市文化協会伝統文化ふれあい教室	3校	4校	4校
小中学校ハンドベル講座	参加者数 52人	参加者数 60人	参加者数 70人
ハンドベルメンテナンス講座	参加者数 18人	参加者数 20人	参加者数 25人
博物館ボランティアの育成	登録者数 22人	登録者数 22人	登録者数 22人

具体的施策3 文化芸術団体の運営・活動に対する支援の推進

■実施事業

事業名	事業内容	区分	担当課
小山市文化協会後援事業	小山市文化協会で後援を行うことにより、市内の文化活動の活性化に寄与します。	充実	文化振興課
芸術文化コンクール大会出場補助金(再掲)	芸術文化の振興を図るとともに、優秀な芸術文化団体等の育成を推進するため、芸術文化コンクール大会等補助金を交付します。	充実	文化振興課
文化芸術振興活動事業(再掲)	自主的で創造的な「小山らしい」特色ある文化芸術振興のための幅広い人材を育成する取組として、趣旨に沿う市民の文化芸術活動に対し、その経費の一部を助成します。	充実	文化振興課

■現状値・目標値

事業名	現状値(平成27年度)	中間値(平成31年度)	目標値(平成33年度)
小山市文化協会後援事業	14回	20回	23回

■現状値・目標値（続き）

事業名	現状値(平成 27 年度)	中間値(平成 31 年度)	目標値(平成 33 年度)
芸術文化コンクール 大会出場補助金(再掲)	1 件	3 件	5 件

具体的施策 4 学校教育・生涯学習との連携の推進

■実施事業

事業名	事業内容	区分	担当課
移動音楽鑑賞教室 (再掲)	小学校及び中学校で、優れた音楽を直接鑑賞する機会を提供し、芸術にふれる喜びを体験させ、芸術文化への参加機運を醸成します。	充実	文化振興課
学校文化芸術体験事業(再掲)	小学校及び中学校で、演劇等の鑑賞の機会を提供します。	充実	文化振興課
劇団四季こころの劇場小学校招待公演 (再掲)	劇団四季こころの劇場公演を、市内全小学 6 年生に提供します。	新規	文化振興課
小山市文化協会伝統文化ふれあい教室 (再掲)	学校教育の一環として、中学生に対し日本古来の伝統芸能に触れる機会を、講師と生徒による参加体験型の鑑賞事業として提供し、情操の涵養と芸術活動への参加機運を醸成します。	充実	文化振興課
市民文化祭(再掲)	市民一人一芸術をめざし、19 部門の市内文化団体の参加・協力を得て市民文化祭を開催し、地域文化の振興を図ります。	充実	文化振興課
小中学校ハンドベル講座(再掲)	小中学校へ講師を派遣しハンドベルの指導を行います。(旭小学校・美田中学校)	充実	文化振興課

■現状値・目標値

事業名	現状値(平成 27 年度)	中間値(平成 31 年度)	目標値(平成 33 年度)
学校文化芸術体験事業(再掲)	3 校	8 校	10 校
小山市文化協会伝統文化ふれあい教室 (再掲)	3 校	4 校	4 校
市民文化祭(再掲)	入場者 19,697 人	入場者 20,000 人	入場者 20,000 人
小中学校ハンドベル講座(再掲)	参加者数 52 人	参加者数 60 人	参加者数 70 人

基本施策3 伝統文化の保護及び継承

【現状と今後の方向性】

文化を形成してきた礎は、長くこの地域に蓄積されてきた文化遺産にあるともいえます。本市は、国・県・市指定の有形・無形の文化財を数多く有する他、未指定であっても、生活に根ざした身近な文化財や伝統芸能等が、各地域で数多く継承されています。そして、これらの文化遺産は新たな文化や都市アイデンティティを育む土壌となります。

そのため、文化遺産を保護し、より発展させて次世代に継承するとともに、市民の文化遺産に対する関心を高め、活用機会の充実に努めます。

基本施策	具体的施策
3 伝統文化の保護及び継承	1 文化遺産に関する専門的調査の推進 2 歴史の掘り起こし・記録・公開 3 文化財の保存と活用の推進 4 国登録文化財への推進 5 歴史や伝統文化の学習機会の充実

具体的施策1 文化遺産に関する専門的調査の推進

■実施事業

事業名	事業内容	区分	担当課
歴史的資産を活用した地域活性化事業（南小林・上泉）	小山工業高等専門学校（建築学科）、國學院大學栃木短期大学（日本文化学科）と連携し、対象地域の歴史的資産について悉皆調査を実施する。（H28～32 実施予定）	新規	文化振興課

■現状値・目標値

事業名	現状値(平成27年度)	中間値(平成31年度)	目標値(平成33年度)
歴史的資産を活用した地域活性化事業（南小林・上泉）	調査件数0件	調査件数3件	事業完了予定

具体的施策2 歴史の掘り起こし・記録・公開

■実施事業

事業名	事業内容	区分	担当課
ふるさとおやま歴史発見事業	市内の史跡や文化財について、パンフレットやホームページ等により普及を図り、多彩な見学会を実施します。小山の優れた歴史を内外に発信することで、郷土愛の醸成と小山市に対する興味関心を喚起します。	充実	文化振興課

具体的施策3 文化財の保存と活用の推進

■実施事業

事業名	事業内容	区分	担当課
国史跡寺野東遺跡の活用推進	おやま縄文まつりの広場として整備された同遺跡について、縄文まつり等のPRイベントを開催し、団体等の積極的受入を図ります。	新規	文化振興課
小山御殿広場の活用推進	祇園城（城山公園）の整備を推進するとともに、国史跡「祇園城跡」の一部である同広場について、開運まつり等のPRイベント開催や、庁内外への貸出によりその普及啓発を図ります。	新規	文化振興課
国史跡琵琶塚・摩利支天塚古墳整備事業	国指定史跡琵琶塚・摩利支天塚古墳の両古墳及びその周辺の整備を推進します。	新規	生涯学習課
文化芸術振興活動事業	文化財の指定及び指定文化財の維持・管理を図ります。	充実	文化振興課 生涯学習課
埋蔵文化財調査事業	埋蔵文化財発掘調査の成果の公開及び史跡の公有化を図ります。	充実	生涯学習課

■現状値・目標値

事業名	現状値(平成27年度)	中間値(平成31年度)	目標値(平成33年度)
国史跡寺野東遺跡の活用推進	入館者数 5,000 人	入館者数 6,000 人	入館者数 7,000 人
小山御殿広場の活用推進	貸出件数 6 件(9月～)	貸出件数 20 件	貸出件数 40 件
埋蔵文化財調査事業	3 か所	1 か所	1 か所

具体的施策4 国登録文化財への推進

■実施事業

事業名	事業内容	区分	担当課
市内建造物調査事業	市内の歴史的建造物について調査し、その中でも歴史的価値の高いものについて国の有形文化財建造物への登録を図ります。	充実	文化振興課

■現状値・目標値

事業名	現状値(平成27年度)	中間値(平成31年度)	目標値(平成33年度)
市内建造物調査事業	登録件数7件	登録件数10件	登録件数12件

具体的施策5 歴史や伝統文化の学習機会の充実

■実施事業

事業名	事業内容	区分	担当課
小山市文化協会伝統文化ふれあい教室(再掲)	学校教育の一環として、中学生に対し日本古来の伝統芸能に触れる機会を、講師と生徒による参加体験型の鑑賞事業として提供し、情操の涵養と芸術活動への参加機運を醸成します。	充実	文化振興課
こども小山評定	将来を担う子供達に歴史のまちづくりを考える場を提供し、ワークショップ形式で子供の目線での歴史のまちづくりのあり方を検討し、提案として取りまとめます。	新規	文化振興課
「中世小山一族」関連講座の開催	市民に郷土の歴史や文化財に親しむ機会を提供するため、歴史的資産を活用した中世小山一族への理解を深める連続講座を開催します。	新規	文化振興課

■現状値・目標値

事業名	現状値(平成27年度)	中間値(平成31年度)	目標値(平成33年度)
小山市文化協会伝統文化ふれあい教室(再掲)	3校	4校	4校

基本施策4 文化芸術交流の促進

【現状と今後の方向性】

文化は人と人との交流のなかで生まれ、発展し、そこからまた新しい文化が創出されます。文化芸術を取り巻く様々な分野の人や団体の相互交流を促進することは、本市の文化芸術を向上させるうえで、重要な意味を持っています。

そのため、様々な交流を通じて小山らしい特色ある文化の発信、展開を図ります。

基本施策	具体的施策
4 文化芸術交流の促進	1 世代間交流による伝統文化の継承支援 2 情報・人材・施設に関する情報提供 3 地域間交流及び国際交流等の促進

具体的施策1 世代間交流による伝統文化の継承支援

■実施事業

事業名	事業内容	区分	担当課
小山市文化協会伝統文化ふれあい教室(再掲)	学校教育の一環として、中学生に対し日本古来の伝統芸能に触れる機会を、講師と生徒による参加体験型の鑑賞事業として提供し、情操の涵養と芸術活動への参加機運を醸成します。	充実	文化振興課

■現状値・目標値

事業名	現状値(平成27年度)	中間値(平成31年度)	目標値(平成33年度)
小山市文化協会伝統文化ふれあい教室(再掲)	3校	4校	4校

具体的施策2 情報・人材・施設に関する情報提供

■実施事業

事業名	事業内容	区分	担当課
文化芸術に関する講座等の情報提供	おやま・まちづくり出前講座、市民開放講座等で文化芸術に係る講座等の情報を提供します。	充実	生涯学習課

第3章 施策の展開

■実施事業（続き）

事業名	事業内容	区分	担当課
講師指導者情報の発信	文化芸術に関する講師及び指導者の登録や情報提供を行います。	充実	生涯学習課
小山市史その他資料の頒布	本市の歴史や文化を広く普及するため、「小山市史」・「小山の伝説」等の関連書籍の頒布を行います。	充実	文化振興課

具体的施策3 地域間交流及び国際交流等の促進

■実施事業

事業名	事業内容	区分	担当課
友好都市の住民に対する文化センター使用料の減免	友好都市に住所を有する者が使用する場合の使用料については、小山市に住所を有する者と同額とする。	新規	教育総務課

◇小山安犬◇



基本施策5 文化芸術を創造する環境づくり

【現状と今後の方向性】

市全体の、あるいは各地域の特色を醸し出す歴史や景観を生かしたまちづくりが求められています。日常生活のなかに文化的な雰囲気を感じることができるよう、すべての施策の企画・立案に文化的な視点を積極的に取り入れ、歴史的町並みや天然記念物を含めた文化財の保護やその周辺の整備に取り組んでいく必要があります。

また、本場結城紬や渡良瀬遊水地などの地域の誇りである文化資源を保存・活用・継承し、本市の特色を表す事ができる貴重な地域資源として活用したまちづくりを推進します。

そして、市民が文化芸術活動を行うための、鑑賞の場や日頃の活動の成果を発表する場が求められている事から、文化センター、図書館、博物館などの文化施設の充実を図るとともに、学校・公民館など既存施設の更なる有効活用を目指して、様々な活動の場の提供に向けた取組を進めます。

基本施策	具体的施策
5 文化芸術を創造する環境づくり	1 歴史的景観の再発見と保護・活用に関する施策 2 文化施設の活用 3 文化芸術活動のための公共施設の活用

具体的施策1 歴史的景観の再発見と保護・活用に関する施策

■実施事業

事業名	事業内容	区分	担当課
歴史的資産を活用した地域活性化事業（南小林・上泉）（再掲）	高等教育機関と連携して歴史的資産の調査を行うと共に、その価値を普及するための啓発資料を作成し、あわせて地域と連携して歴史的資産の活用・歴史のまちづくりの推進を図ります。（H28～32 実施予定）	新規	文化振興課
本場結城紬の活用	本場結城紬を活用した着心地体験や結城市との連携事業等を推進し、地域振興・活性化を図ります。	新規	工業振興課
渡良瀬遊水地の賢明な活用の推進	水と緑、自然とふれあえるまちの形成を図るため、渡良瀬遊水地の賢明な活用等の積極的な取組を推進します。	新規	渡良瀬遊水地ラムサール推進課

第3章 施策の展開

■現状値・目標値

事業名	現状値(平成27年度)	中間値(平成31年度)	目標値(平成33年度)
本場結城紬の活用	本場結城紬着心地 体験者数 220 人	本場結城紬着心地 体験者数 360 人	本場結城紬着心地 体験者数 500 人
	着物着用イベント 参加者数 500 人	着物着用イベント 参加者数 750 人	着物着用イベント 参加者数 1,000 人
渡良瀬遊水地の賢明な活用の推進	渡良瀬遊水地第2 調節池の利活用者数 6,398 人	渡良瀬遊水地第2 調節池の利活用者数 8,726 人	渡良瀬遊水地第2 調節池の利活用者数 9,890 人

具体的施策2 文化施設の活用

■実施事業

事業名	事業内容	区分	担当課
文化センターの活用	安心・安全かつ快適な施設環境の提供や利用者のニーズを反映した施設運営を目指して、必要に応じて改修、整備を進めます。	充実	教育総務課
図書館の活用	読書を通して文化振興を図るために、市民の学習機会を増加させるとともに、文化芸術活動の機会や場を充実します。	充実	図書館
博物館の活用	小山市の特色ある文化資源をこれまで以上に活用するとともに、新たな魅力を発見・発信するため、常設展の充実を図るとともに、様々な企画展を開催します。	充実	博物館
美術館の活用	地域活動の拠点及び文化創造の場として、多様な文化芸術に親しむ機会を提供するとともに、新たな文化芸術の育成及び発信に努めます。	新規	車屋美術館
小川家住宅の活用	市民の郷土文化への理解を深めるとともに、文化芸術への関心を高めるために、小川家住宅を活用した展示事業の充実を図ります。	新規	車屋美術館

具体的施策3 文化芸術活動のための公共施設の活用

■実施事業

事業名	事業内容	区分	担当課
公民館の開放	公民館を開放し、文化芸術活動の発表・練習の場として活用します。	充実	生涯学習課

第4章 計画の推進

- 1 文化芸術振興に向けた市民と行政の役割・協働
- 2 進行管理
- 3 評価・見直し

1 文化芸術振興に向けた市民と行政の役割・協働

このビジョンに掲げられた基本理念、基本目標を実現し、個性豊かな地域づくりを進めるためには、市民や団体等が主体的に活動できるよう市民と行政がそれぞれの役割や責務を認識しながら、相互に連携・協働していくことが重要です。

これまで、市民はおもに実施段階における参加や協働作業への参加が主でしたが、今後は、初期から事業や行事への参加を促し、協働の経験を重ねる事により、文化行政への理解と関心を深め、将来的には、企画や計画の段階から、運営実施、評価改善までの段階にいたるまで、各段階において積極的に市民が参画するしくみに発展させていくことが大切であり、市民や団体などがそれぞれの役割を適切に担うことが必要です。

(1) 市民の役割

まちへの誇りと希望を創り出していく力の源は、行政ではなく市民です。個人としての市民と、市民の集合体として活動する文化芸術団体等、企業がそれぞれの役割を担う必要があります。

①市民

市民は、自らの活動を通じて自己実現をしているだけでなく、一人ひとりが文化の担い手であることの自覚を持ち、個々の持っている創造性を発揮することが求められます。

これにより、市民が主体的に文化芸術活動を行なう中で、多くの交流が生まれ、個性溢れるまちづくりが可能となります。

②企業

企業は、地域社会を形成する一員であり、豊かで潤いのある社会を創造するため、社会貢献活動を支援し、市民、その他の団体との協働を進めることが求められます。企業が、市民や団体が行なう文化芸術活動に対し、積極的、継続的に協賛活動を行うことはその質的向上とともに、新たな文化芸術活動の創造と人材育成に大きく貢献するものです。これにより、市民をはじめ広く人々に周知され、企業イメージを高める効果が生じるものと考えます。

③文化芸術団体等

文化芸術団体等は、自らが文化芸術の担い手であることから、さまざまな文化芸術の鑑賞や発表、創造活動を通して文化芸術の振興に寄与するとともに、相互に理解し、尊重しあい、交流を深めるよう努めることが求められます。今後は、特色ある文化芸術活動を展開するとともに、他の団体や教育、福祉、観光などの団体や機関とも、積極的に連携・協力しながら、より一層地域文化の振興に貢献することが期待されています。

(2) 行政の役割

行政は、市民の自主性・創造性を尊重し、市民一人ひとりが文化の担い手であることを認識し、市民の自主的かつ主体的な文化芸術活動を促進し支援するという役割を求められています。また、文化は市民生活全体及びまちづくりに密接に関わり影響を与えるため、あらゆる行政分野において文化的視点を大切にすることが重要です。

①子供の文化芸術活動の充実

教育機関は、在学する児童・生徒等が文化芸術活動を体験し、作品に触れる一番身近な場です。そのような場を通じて児童・生徒は、文化芸術の素晴らしさを体感し、豊かな感性と地域社会の一員としての自覚を身につけることができます。

そのためにも、地域の文化芸術に関わる人たちの情報を積極的に学校に伝え、地域と学校が情報を共有し、連携していくことが重要です。幼少の頃から文化芸術に親しむ機会をつくるのが、ひいては地域の文化力向上につながるのです。将来にわたって、文化芸術活動がさらに充実したものになるためには、地域の情報や地域の人たちとの交流を基礎にしたカリキュラムを児童・生徒に恒常的に提供することが求められます。

②文化芸術に関する人材の育成と活用

本市の文化芸術振興を推進するためには、市民と行政がそれぞれの役割を果たすとともに、協働していく必要があります。市民の声が行政に届き、行政施策に反映され、またそれが市民の動きに反映していく相互作用により市民と行政の協働事業が可能となります。

そのためにも、行政が市民のニーズを把握し、市民と行政等をつなぐパイプ役として、市民支援人材（コーディネーターやボランティア）を育成するとともに、積極的に活躍の場を提供することが求められます。

③教育機関との協働

白鷗大学を始めとして、文化芸術に関する教育を行っている大学、専門学校などは、本市の優れた文化資産といえます。

これらの教育機関との連携を通して、より進化した効果的な文化行政の可能性を探るとともに、文化芸術協働創造事業など実施し、本市の文化芸術政策を推進します。

また、教職員の多様な専門性や学生の豊かな感性という財産を活用して、文化芸術活動の推進基盤を充実することが重要です。

④文化芸術に関する情報の発信

本市では、市民の文化芸術活動が盛んに行われ、各地域の特色を醸し出す歴史的な景観や文化財などが多数所在しています。そのことは文化芸術を生かした特色ある地域づくりを推進し、心豊かで活力のある、暮らしやすい「文化都市小山」を創造していくためにたいへん重要な意味があります。

そのため、本市における文化芸術活動や文化財等の情報を市内に提供するとともに、市外に向けても積極的に発信を行います。

2 進行管理

本ビジョンで示された施策が効果的に実施され、それが基本目標や基本方向の実現に向かっていくかどうか、その進行管理を行うことが重要です。

そのため、施策の評価・見直しにあたっては、施策ごとに成果項目と指標を定める必要があります。数字で表されるものとそうでないものがあることを認識しながらも、市民に成果を公開していきます。

3 評価・見直し

本ビジョンに沿った施策を展開することにより、これらの施策がどのような成果に結び付くのか、また、市民文化の向上にどのような貢献をしているか、常に市民の評価を踏まえて施策を検討する必要があります。

そのため、定期的実施する市民のアンケート等により、市民ニーズを的確に把握し、評価します。また、重要な施策・事業の実施に当たっては、市民や文化活動団体、機関等の意見や要望を踏まえながら推進します。

◇小山評定観劇会◇



資料編

1 小山文化芸術振興条例

1 小山文化芸術振興条例

前文

私たちのふるさと小山市は、「水と緑と大地」の素晴らしい自然に恵まれ、先人たちのたゆまぬ努力により連綿と歴史を刻み、新幹線も停車し、鉄道、国道ともに結節する東京からわずか60km圏内の交通の要衝である立地条件にも支えられ、農・工・商業の調和のとれたまちとして、めざましい発展をしてきた。

21世紀を迎え、時代は大きな転換期にある。経済が豊かになり、ものに幸せを求めてきた時代から、心の大切さの実感、心豊かな生活の実現が強く求められる時代へと変化してきている。

文化芸術は、人々に楽しさや感動を与え、やすらぎや生きる喜びをもたらす。それは、人生を豊かにするものであり、豊かな人間性をかん養する上で重要なものである。また、すべての人が、心豊かな生活を実現していくうえで不可欠なものでもある。

ふるさとの豊かな自然や昔から親しまれている祭りや芸能などの地域に根ざした伝統文化は、ふるさとへの誇りや愛着を深め、日々の暮らしの共通のよりどころである。先人たちからの歴史や伝統を保存し、継承し、新たな文化芸術を創造することは、私たちの責務であるとともに、次なる時代の基盤となる。

私たちは、心豊かで活気のあるくらしやすい「文化都市小山」を自らの手で創造するため、ここに、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、文化芸術の振興に係る基本理念及び施策の基本となる事項を定め、市及び市民等の役割を明らかにし、文化芸術の振興に関する施策（以下「文化芸術振興施策」という。）を総合的に推進し、もって心豊かな市民生活の形成に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 文化芸術の振興に当たっては、市民一人ひとりが文化の担い手であることを認識するとともに、その自主性及び創造性が十分に尊重されなければならない。

2 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人の生まれながらの権利であることにかんがみ、すべての市民が等しく文化活動を行うことができるような環境の整備が図られなければならない。

3 文化芸術の振興に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展並びに市の歴史や風土等を反映した特色ある文化芸術の育成及び向上が図られなければならない。

4 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者その他市民の意見が広く反映されるよう十分配慮されなければならない。

(市の役割)

第3条 市は、前条に規定する基本理念にのっとり、文化芸術の振興を図るための施策の

体系を明らかにするとともに、その施策を総合的かつ計画的に推進し、市民の自主的かつ主体的な文化芸術活動の促進及びこれらの活動の支援に努めるものとする。

2 市は、現在及び将来の世代にわたって市民が文化芸術を創造し、享受することができるとともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、市民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるよう努めるものとする。

3 市は、文化芸術振興施策を総合的に推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(市民の役割)

第4条 市民は、文化芸術の担い手として自主的に文化芸術活動を展開するとともに、その活動を互いに理解し、尊重し、支援するよう努めるものとする。

(民間団体等の役割)

第5条 民間団体等は、地域社会の一員として自主的に文化芸術活動を展開するとともに、市の文化芸術振興施策への積極的な参加及び協力と市民の文化芸術活動支援に努めるものとする。

(基本方針)

第6条 市長は、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、文化芸術の振興に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 市長は、基本方針の策定に当たっては、あらかじめ第11条に規定する小山市文化芸術振興審議会の意見を聴かななければならない。

3 市長は、基本方針を定めたときは、これを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(文化芸術活動の充実)

第7条 市は、広く市民が多様な優れた文化芸術に触れ、これを創造し、又はこれらの活動に参加することができる環境の整備に努めるものとする。

2 市は、市民及び民間団体等の自主的な文化芸術活動を促進するため、文化施設を有効に活用する等、活動の場や機会の確保並びに必要な情報の収集及び提供に努めるものとする。

(文化財等の保存等)

第8条 市は、将来にわたり文化財その他の伝統文化、芸術を保存し、継承し、発展させるため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(市民等の支援活動等の活性化)

第9条 市民及び民間団体等が行う文化芸術活動の支援及び当該支援活動の活性化を図るため、市は、個人又は団体等からの寄附受入れを容易にする基金を設置する等、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(顕彰)

第10条 市長は、文化芸術活動で顕著な成果を収めたもの及び文化芸術の振興に寄与したものの顕彰に努めるものとする。

(文化芸術振興審議会)

第11条 市における文化芸術の振興を図るため、小山市文化芸術振興審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、市長の諮問に応じ基本方針、その他文化芸術の振興に関する事項を調査審議する。

3 審議会は、文化芸術の振興に関する事項について、市長に意見を述べるものとする。

4 前2項に規定するもののほか審議会に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

第2次小山市文化芸術振興ビジョン

発行 平成 29 年 3 月

編集 小山市 総合政策部 文化振興課

〒323-8686 栃木県小山市中央町 1-1-1

TEL 0285-22-9662

FAX 0285-22-9560

URL <http://www.city.oyama.tochigi.jp/>

